

令和6年(2024年)8月27日

保護者の皆様

豊中市立第二中学校
校長 十河 浩二

非常変災時の措置について

保護者の皆様にはますますご清祥のことと、お喜び申し上げます

日頃は、本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本校では自然災害のときは、生徒の安全確保を最優先した上で教育活動を継続する方向で対応しますが、気象情報や校区の状況から教育活動を停止せざるを得ないと判断した場合には下校させるときがありますのでご承知おきください。

なお、地震発生・気象警報発令時の措置については、下記のとおりですので登校される際にご確認ください。

記

1. 地震発生時の措置

豊中市に震度 5 以上の地震が発生した場合

(1) 始業前 ⇒ 「臨時休業」

(2) 授業中 ⇒ 「授業中止」(状況により学校待機、または一斉下校の措置)

* 震度5未満でも被害が発生した場合 ⇒ 保護者の判断で「自宅待機」が可能
連絡をいただいた上で出席停止扱いとします。

2. 気象警報発令時の措置について(2019.1.8 変更)

豊中市もしくは豊中市を含む地域に、

「暴風警報」「大雨警報(浸水害)」「洪水警報」

「暴風特別警報」「大雨特別警報」

のいずれかが発令された場合

(1) 午前 7 時 ~ 午前 10 時の間で発令中 ⇒ 「自宅待機」

(2) 午前 10 時(气象台 10 時発表含む)までに解除 ⇒ 「登校」

(3) 午前 10 時を過ぎても発令中 ⇒ 「臨時休業」

* 警報発令が上記以外の地域の場合は平常通りです。

* 气象台発表の時刻です。

(4) 生徒の登校後に警報が発令された場合

① 天候や下校時の通学路の状況等について安全面を考慮したうえで、一斉下校の措置をとります。

② 天候や下校時の通学路の状況等によっては、学校待機の措置をとる場合もあります。

※なお、上記にかかわらず、学校と教育委員会が協議の上、校区の状況について危険であると判断する場合は、自宅待機ならびに臨時休業とする場合があります。

**大雨警報(土砂災害)では
自宅待機・臨時休業になりません**

3. 豊中市の警報・注意報等の発令状況を知る方法

① 豊中市ホームページ <http://www.city.toyonaka.osaka.jp/>による確認

トップページ → 「おおさか防災ネット」

豊中市の発令状況が確認できます。

② 豊中市からの配信メールによる確認

おおさか防災ネットメール配信サービス → 利用者（登録者）

携帯電話で touroku@osaka-bousai.net に空メールを送信すると登録作業ができます。



テレビ等で対象地域が『北大阪』とまとめて表示されることがありますが、本校の非常変災時の措置の対象地域は『豊中市』のみです。
上の①、②を活用されるなどしてご確認ください。